

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則を次のとおり改正する。

現行			改正			備考
<p>本則</p> <p>(支給範囲)</p> <p>第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p>			<p>本則</p> <p>(支給範囲)</p> <p>第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p>			
組織	職務区分	適用区分	組織	職務区分	適用区分	
大学院	研究院長	I種	大学院	研究院長	I種	
	学府長	I種(生物システム応用科学府長にあつてはII種)		学府長	I種(生物システム応用科学府長にあつてはII種)	
	研究科長	III種		研究科長	III種	
	専攻長(国際環境農学専攻及び産業技術専攻に限る。)	VI種		専攻長(国際環境農学専攻及び産業技術専攻に限る。)	VI種	
学部	学部長	I種	学部	学部長	I種	
	学科長	VI種		学科長	VI種	
図書館	図書館長	III種	図書館	図書館長	III種	
大学教育センター	センター長	III種	大学教育センター	センター長	III種	
	副センター長	V種		副センター長	V種	
先端産学連携研究推進センター	センター長	III種	先端産学連携研究推進センター	センター長	III種	
	副センター長	V種		副センター長	V種	
	チーム長(専任教員である者を除く。)	VI種		チーム長(専任教員である者を除く。)	VI種	
国際センター	センター長	IV種	国際センター	センター長	IV種	
	副センター長	VI種		副センター長	VI種	
保健管理センター	センター所長	V種	保健管理センター	センター所長	V種	
総合情報メディアセンター	センター長	V種	総合情報メディアセンター	センター長	V種	

附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサ エンス教育研究センター長	IV種
	農学部附属動物医療センター長	V種
	農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	V種
教育研究評議 会	評議員(部局長である者を除く。)	IV種
事務局	事務局長	I種
	部長	II種
	副部長 事務長 課長(学生総合支援課長、研究支援 課長、総務課長及び財務課長に限 る。)	III種
	課長	IV種
	課長補佐及び事務長補佐(室長を命 ぜられた者に限る。)	V種
事務局以外の 事務組織	監査室長 課長	IV種
	課長補佐(室長を命ぜられた者に限 る。)	V種

附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサ エンス教育研究センター長	IV種
	農学部附属動物医療センター長	V種
	農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	V種
本部	副学長(理事である者を除く。)	III種
教育研究評議 会	評議員(部局長である者を除く。)	IV種
事務局	事務局長	I種
	部長	II種
	副部長 事務長 課長(学生総合支援課長、戦略企画 課長、総務課長及び財務課長に限 る。)	III種
	課長	IV種
	課長補佐及び事務長補佐(室長を命 ぜられた者に限る。)	V種
事務局以外の 事務組織	監査室長 課長	IV種
	課長補佐(室長を命ぜられた者に限 る。)	V種

附 則 (細則第5号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。